

ID: 239

担当部署: 都市基盤部 下水道課

処分の概要	手数料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市下水道条例 第35条第1項		
例 規 番 号	平成13年条例第138号		
【根拠条文】 (手数料) 第35条 市長は、次の各号に掲げる申請を行う者から、申請等の際、当該各号に定める手数料を徴収する。 (1) 指定下水道工事店の指定の申請 1件につき10,000円 (2) 指定下水道工事店の指定の更新の申請 1件につき5,000円 (3) 排水設備工事責任技術者の登録の申請 1件につき3,000円 (4) 排水設備工事責任技術者の登録の更新の申請 1件につき3,000円 2 市長は、既に納付された手数料を返還しない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日